

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業竹田地区土地区画整理事業
施行規程等を廃止する条例（令和5年12月25日京都市条例第41号）（建設局都市整
備部市街地整備課）

次の規程は、それぞれ次の地区において土地区画整理事業又は市街地再開発事業を施
行するために制定された条例ですが、事業が完了したこと等に伴い、これらを廃止する
こととしました。

- 1 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業竹田地区土地区画整
理事業施行規程 京都市伏見区竹田流池町ほか7箇町（換地処分後にあつては、京都
市伏見区竹田青池町ほか7箇町）
- 2 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業二条駅地区土地区画
整理事業施行規程 京都市中京区西ノ京星池町ほか5箇町（換地処分後にあつては、
京都市中京区西ノ京星池町ほか4箇町）
- 3 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業山科駅前地区第一種
市街地再開発事業施行規程

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業竹田地区土地区画整理事業施行規程等を廃止する条例を公布する。

令和5年12月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第41号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業竹田地区土地区画整理事業施行規程等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業竹田地区土地区画整理事業施行規程
- (2) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業二条駅地区土地区画整理事業施行規程
- (3) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業山科駅前地区第一種市街地再開発事業施行規程

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建設局都市整備部市街地整備課)